

荒川区地域福祉計画（素案）に対する パブリックコメントの実施結果

1 募集期間

令和7（2025）年12月1日（月）～同月26日（金） 計26日間

2 実施方法

- 地域福祉計画（素案）のパブリックコメントの実施について、令和7年12月1日発行の区報や区ホームページ、SNS（Facebook、X（旧Twitter）、LINE）により周知しました。
- 概要版及び本文を区役所福祉推進課、地下1階情報提供コーナーにて閲覧に供しました。
- 意見は、持参、郵送、FAX、電子メール及び区ホームページにて受け付けました。

3 意見提出数

7人（25件）

【提出区分内訳】

持参1名／2件、メール2名／10件、区ホームページ4名／13件

4 意見の取扱い

◎	新たに計画へ意見を反映する	3件
○	既に計画に記載	10件
—	ご意見・ご要望として今後の参考にする	12件
合 計		25件

5 意見の概要及び意見に対する区の考え方

No	種類	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	全般	ここ数年でマンションの建設が急増し、その人口増に保育園・医療・災害体制等のキャパシティが追いついておらず、これを解消するため、住宅政策と福祉政策を一体的に運用していただきたい。	区全体としては、就学前人口は減少傾向にあるものの、地域ごとに特徴があるため、それぞれの地域の動向を注視し、保育園の定員の見直しや、開発事業者へ保育施設設置の協力を求めるなどし、様々な保育ニーズに応えられるよう努めてまいります。また、災害時、マンション居住者には在宅避難を推奨しており、防災対策の重要性及	—	70～ 71 93～ 94

			び資器材や日用品等の備蓄啓発、エレベーターの耐震化等の支援に取り組んでまいります。 あわせて、災害時に配慮が必要な方への医療や福祉の提供体制の整備を進めてまいります。		
2	全般	医療・保育・住宅・行政運営など、日常生活の基盤となる部分を現状に合わせて整えることで、子育て世帯・現役世帯にとって安心して暮らせる地域になると思う。	本計画及び関連の各分野の計画を踏まえて、区民の皆様が相互に信頼し合い、助け合いながら生活することができる「地域共生社会」の構築に向けて取り組んでまいります。	—	—
3	全般	素案全体の「主な取組」が一項目でも多く実現達成されることを望む。	—	—	—
4	全般	福祉を充実させるには、企業誘致や高所得世帯の転入増により、財源となる税収を高める必要がある。 企業誘致に関しては、障害者雇用における税制優遇や、子育て世帯の雇用による補助金による支援、低所得層への起業支援などが考えられる。	企業誘致や、障がい者雇用における税制優遇、子育て世帯の雇用における補助金による支援等につきましては、国や東京都の施策等も活用しながら、事業者の方々とも情報交換や連携を図ってまいります。	—	67～ 69
5	重層的支援	高齢者や障がい者、子どもなどの各分野にまたがる「重層的支援体制整備事業」については、事業の評価や見直しの方法の大枠は、この計画の中で一定示しておくべきではないか。	いただいたご意見を踏まえ、「重層的支援体制整備事業」の今後の評価や見直しの方法の方向性について追記しました。	◎	31
6	多文化共生	急増している外国人住民の窓口対応について、日本語が通じず、窓口の混雑や職員の負担の増大が見られるため、専用窓口の設置や、手続の予約制など、外	現在窓口等においては、外国語でも意思疎通を円滑に行えるよう、タブレット端末を活用した外国語通訳サービス等を導入しておりますが、体制の強化等さらなる改善に取り組んでまいります。	○	55～ 56

		<p>国人が相手でも現場が無理なく対応できるような仕組の整備が必要と感じる。</p>			
7	障がい者	<p>「バリアフリーの推進」において、心のバリアフリーの文言が出てくるが、バリアフリーの推進には、「やさしさ」や「思いやり」といった心的なものではなく、行動の変容が求められるため、当該ページ以降の適切な個所に「障害の社会モデル」をキーワードとした記述を入れ、具体的な取組を進める旨を追記していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、「バリアフリーの推進」に関する記載の今後の方向性の文中に、「障害の社会モデルの理解」に関する文言を追記しました。</p>	◎	100～102
8	障がい者	<p>現在のグループホーム制度では終の住みかとならず、重度障がい児者の親亡き後の不安があるが、今後設立されるグループホームの制度はどのようなものになるのか。</p>	<p>現在、建設を予定しているグループホームについては、重度障がい者の受入れが可能な施設とするとともに、医療的ケアに対応する短期入所や、施設入浴といった地域に不足する機能のほか、入居の期限を設けない滞在型の施設とする予定です。</p>	○	59～61 67～69
9	障がい者	<p>令和11年に開設予定の重度グループホームが、ショートステイ、トワイライトサービスを兼ね備え、強度行動障害にも対応できる施設となるよう願っている。また、軽度グループホームも足りているわけではないため開設への援助を願いたい。</p>	<p>現在、建設を予定しているグループホームについては、重度障がい者の受入れが可能な施設とするとともに、医療的ケアに対応する短期入所や、施設入浴といった地域に不足する機能のほか、入居の期限を設けない滞在型の施設とする予定です。また、軽度のグループホームについても、施設整備費等の補助を実施し、開設を促進してまいります。</p>	○	59～61 67～69
10	障がい者	<p>ペアレントメンターや相談員として伺った相談が、なかなか区につなげるまでに至らないが、相談支援専門員もいるので、支援につながっているといいと思</p>	<p>ペアレントメンターや障がい者相談員、相談支援専門員の皆様と緊密な連携を図りながら、障がい者やそのご家族に寄り添った支援を行ってまいります。</p>	—	67～69 72～74

		っている。			
11	障がい者	ペアレントメンター等の研修もお願いしたい。	ペアレントメンター等の研修につきましては、関係団体との調整を含め検討してまいります。	—	67～ 69 72～ 74
12	障がい者	令和8年頃の成年後見制度に係る民法改正が可決された際には周知を願いたい。	今後の民法改正の動向を注視し、障がい者やそのご家族をはじめ、成年後見制度の利用が必要となる方々に、制度の利用等に関する情報を適切にお伝えしてまいります。	—	87～ 92
13	障がい者	成年後見制度は財産管理が主になり身上監護の部分が弱いように思えるため、何か方策があればと思う。	障がい者やそのご家族にとって、成年後見制度の利用がより有益なものとなるよう、制度に関する今後の民法改正の動向を注視するとともに、制度がより適切に運用されるよう、関係者への支援や情報提供に努めてまいります。	—	87～ 92
14	障がい者	成年後見の申告費用や報酬に対する助成制度の継続を願いたい。	成年後見制度を必要とする方に適切に利用していただけるよう、今後も必要な支援を行ってまいります。	○	87～ 92
15	障がい者	知的障がい者や高齢者を抱えている家族等について、保護者等の負担軽減の観点から、当事者のみではなく、その家族が関わる全ての機関とのケース会議の開催等ネットワーク化を願いたい。	障がい者や高齢者、ひとり親家庭など、複数の要因が関係する場合は、適宜関係課や関係機関と連携をして対応しております。また、さらに解決が困難なケースに備えて、現在、重層的支援体制の整備に向けた準備を進めております。	○	67～ 69
16	障がい者	知的障がい者の場合、心のバリアフリーの推進は難しいが、知的障がい者やその家族について社会に少しでも理解してもらうことが必要である。	知的障がいも含めた様々な障がいに関する理解の促進に向けて、差別解消講演会の開催などを通じ、学校なども含めた関係機関への啓発活動等をさらに推進してまいります。	○	100～ 102

17	障がい者	<p>本人の意思決定が重要と言われているが、親、支援者は当事者に良かれと誘導してしまいがちである。保護者への浸透には時間が必要とも思われ、当事者の思い通りにならない事もあるかもしれないが、当事者の意思をできるだけ尊重する社会になるよう願っている。</p>	<p>障がい者本人の意思決定や権利行使が尊重され、適切に行われるよう、障害者権利条約や障害者総合支援法の趣旨も踏まえ、関係機関や支援者と連携しながら、講演会や研修等のテーマに取り入れる等、ご本人、ご家族、支援者に対する、理解促進や啓発活動に取り組んでまいります。</p>	○	83～ 86
18	子ども子育て	<p>区内には、初産の無痛分娩に対応できる産婦人科や産後ケア施設、365日対応の小児科がほぼ整備されていないため、有事の際には他区の施設を利用する必要があり、関係機関の設置、誘致等は喫緊の課題である。 周産期・乳幼児医療体制は地域福祉の最重要領域であり、計画の中心課題と明記いただきたい。</p>	<p>無痛分娩や産後ケア施設に関する情報につきましては、妊婦面接・相談（ゆりかご面接）や電話相談等を通じて情報提供を行っており、今後も情報収集に努め、安心して妊娠出産が迎えられるよう、相談支援を行ってまいります。また、産後ケア施設の整備につきましては、「荒川区子ども・若者総合計画」に沿って、施設のさらなる確保に向けて取り組んでまいります。 小児医療につきましては、医師会こどもクリニックや輪番体制により365日の体制を整備しております。 夜間の診療についても区内5か所の二次救急医療機関のほか、準夜間帯において、東京大学医学部附属病院や日本医科大学付属病院等との連携により、医師会こどもクリニックで小児初期救急医療を行っております。 周産期や乳幼児に関する医療体制については、東京都や近隣区とともに、地域医療圏単位で検討を行っており、東京都保健医療計画等を踏まえて今後も検討を進めてまいります。</p>	—	70～ 71
19	子ども子育て	<p>計画案では高齢者施策の比率が高いが、区の持続可能性を長期的な視点で見た場合、現役</p>	<p>子どもや若者、ひとり親家庭など若い世代の支援につきましても、「荒川区子ども・若者総合計画」などの関連計</p>	○	44～ 45 70～

		世帯・子育て世帯に対する医療・保育・教育などの生活の土台への投資を強化すべきではないか。	画との整合性を図りながら推進してまいります。		71 75～ 76
20	子ども 子育て	福祉を充実させるには、企業誘致や高所得世帯の転入増により、財源となる税収を高める必要がある。 保育園やベビーシッター支援、教育環境の充実など子育て環境を整備することで、高所得の子育て世帯の転入が増え、それによる税の増収により、区民全体への福祉の充実へとつながる。	保育園や教育環境の充実など子育て環境の充実につきましては、本計画及び関連の各分野の計画等との整合性を図りながら推進してまいります。	—	70～ 71
21	子ども 子育て	「子どもの居場所・子ども食堂」を実施している団体については、食事提供のみでなく、学習、環境などの支援をする団体もあり、最近はそのような団体が子どもに直接的に効果を上げた支援を行っているケースが多い。そのため、「子どもの居場所・子ども食堂」の文言の後ろに「等」を追記して欲しい。	現状の「主な取組」に記載しております「子どもの居場所・子ども食堂への支援」に関しましては、様々な支援もあわせて実施する団体がありますが、本件で支援の対象としております事業は、「子どもの居場所づくりや食事の提供、学習支援等」としておりますので、ご理解をいただければと存じます。	—	44～ 45 72～ 74
22	子ども 子育て	「子どもの居場所・子ども食堂」を実施している団体については、学習の支援に留まらず、「体験をする機会」を提供していくことで、広い視野を持つことができ、成長の過程で学習がより生きてくると感じている。そのため、団体の活動の説明文に「体験をする機会の提供」を追記して欲しい。	本計画における「子どもの居場所・子ども食堂」を実施している団体の活動の説明文には、当該団体の主な活動を列記した形で「子どもの居場所づくりや食事の提供、学習支援等」と記載しております。当該団体の皆様の様々な活動の全てを記載できてはおりませんが、「学習支援等」の「等」中には、ご意見にあります「体験をする機会の提供」についても含めて考えております。	○	44～ 45 72～ 74

23	子ども 子育て	「子どもの居場所づくり事業」に関する記載には、「関係団体同士の連携を強化する取組への支援」との文言があるが、「関係団体同士の連携」というフレーズが何を意味しているのか不明である。	「関係団体同士の連携」については、食事の提供や学習支援等「子どもの居場所づくり事業」に係る事業を実施していただいている団体同士の連携のことを指しており、区では、この連携の強化に資する団体の皆様の取組を支援することを通じて、子どもたちが気軽に相談できる環境を区内に整えてまいります。	—	44～ 45
24	子ども 子育て	「子どもの居場所づくり事業」に関して、「わか等と連携」とありますが、現状では「わか」の支援活動が効果的に広がっているとはあまり感じられず、連携先の記載に「わか」に加えて、「地域での子ども若者の支援活動」を追記して欲しい。	「子どもの居場所づくり事業」の連携先として「わか等」と記載しておりますが、この「等」には「地域での子ども若者の支援活動」も含めて考えております。また、「子どもの居場所づくり事業」において「わか」による支援の効果を感じていただけるよう、今後も様々な活動に取り組んでまいります。	○	44～ 45
25	子ども 子育て	「あらかわ子ども応援ネットワーク」は、教育と福祉の混ざり合った支援を行っていることから、ネットワーク内で連携している機関の説明の中に、「教育機関」・「大学」を追記して欲しい。	いただいたご意見を踏まえ、「あらかわ子ども応援ネットワーク」内で連携している機関の説明の中に、「教育機関」を追記しました。	◎	50～ 51